

北海道医師会母体保護法指定医師取扱規程細則（抜粋）

（指定の更新、取消、停止、保留）

第10 指定の更新

- 1 母体保護法指定医師の指定の更新は、所定の書類をもって2年ごとに行う。
- 2 指定医師の指定を更新する医師は、更新申請までに母体保護法指定医師研修会および産科・婦人科医療に関する所定の研修を受けなければならない。
- 3 更新の際に、研修の受講を証明するものとしては、日本産婦人科医会研修参加証6枚とする。（ただし6枚に満たない場合は、日本産科婦人科学会専門医研修出席証、および日本医師会生涯教育講座、都道府県医師会が開催する研修会、講演会のうち産科・婦人科医療に関するものの参加証をもって、これに充てることができる。）
- 4 母体保護法指定医師研修会参加証1枚を必ず添付すること。
母体保護法指定医師更新申請書（様式11）
- 5 病気療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等の理由により、更新の手続きを延期することができる。